

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

国際石油開発帝石株式会社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	6
3 【経営上の重要な契約等】 .....	18
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	18
第3 【設備の状況】 .....	22
第4 【提出会社の状況】 .....	23
1 【株式等の状況】 .....	23
2 【株価の推移】 .....	29
3 【役員の状況】 .....	30
第5 【経理の状況】 .....	31
1 【四半期連結財務諸表】 .....	32
2 【その他】 .....	48
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	49

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月11日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
【会社名】	国際石油開発帝石株式会社
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村俊昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 板野和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 板野和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第5期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	185,164	223,903	840,427
経常利益 (百万円)	88,470	122,698	442,027
四半期(当期)純利益 (百万円)	25,989	32,004	107,210
純資産額 (百万円)	1,399,694	1,496,586	1,490,603
総資産額 (百万円)	1,813,064	2,016,243	2,013,778
1株当たり純資産額 (円)	555,476.09	592,451.87	589,548.88
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	11,043.05	13,598.83	45,553.56
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	72.1	69.2	68.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,269	70,390	241,372
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△36,720	△77,460	△251,812
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,208	△57	68,937
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	159,304	203,775	216,395
従業員数 (名)	1,836	1,864	1,870

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり純資産額及び1株当たり四半期(当期)純利益の各数値の算出の際には、発行済株式総数及び期中平均発行済株式数に含めております。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	1,864[742]
---------	------------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 従業員数欄の[ ]は外数で、臨時従業員の当四半期連結会計期間における平均雇用者数であります。なお、平均臨時雇用者数には、海外における開発プロジェクト推進のため契約ベースにより雇用する現地従業員、国内における石油・天然ガス関連事業に従事する契約社員、嘱託、並びに派遣社員などが含まれております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	1,139[249]
---------	------------

(注) 従業員数欄の[ ]は外数で、臨時従業員の当四半期会計期間における平均雇用者数であります。なお、平均臨時雇用者数には、海外における開発プロジェクト推進のため契約ベースにより雇用する現地従業員、国内における石油・天然ガス関連事業に従事する契約社員、嘱託、並びに派遣社員などが含まれております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
日本	原油	0.3百万バレル (日量3.7千バレル)	△12.1
	天然ガス	10.4十億CF (日量114.4百万CF)	△18.8
	小計	2.1百万BOE (日量22.7千BOE)	△17.8
	石油製品	48.9千kl (307.6千バレル)	△7.0
	ヨード	122.0t	+10.6
	発電	41.9百万kWh	+66.0
アジア・オセアニア	原油	7.0百万バレル (日量76.4千バレル)	+60.6
	天然ガス	76.7十億CF (日量842.8百万CF)	△8.2
	小計	19.7百万BOE (日量216.9千BOE)	+8.1
ユーラシア (欧州・NIS諸国)	原油	2.4百万バレル (日量26.6千バレル)	△10.5
中東・アフリカ	原油	11.9百万バレル (日量131.0千バレル)	△1.2
米州	原油	0.7百万バレル (日量7.9千バレル)	+32.9
	天然ガス	8.2十億CF (日量90.0百万CF)	+6.8
	小計	2.1百万BOE (日量22.9千BOE)	+14.6
合計	原油	22.3百万バレル (日量245.6千バレル)	+11.6
	天然ガス	95.3十億CF (日量1,047.2百万CF)	△8.4
	小計	38.2百万BOE (日量420.1千BOE)	+2.3
	石油製品	48.9千kl (307.6千バレル)	△7.0
	ヨード	122.0t	+10.6
	発電	41.9百万kWh	+66.0

- (注) 1 海外で生産されたLPGは原油に含まれます。ただし、国内の製油所にて生産されたLPGは石油製品に含まれます。  
2 原油の生産量の一部は、石油製品の原料として使用しております。  
3 原油及び天然ガス生産量の一部は、発電燃料として使用しております。  
4 上記の生産量は持分法適用関連会社の持分を含みます。また、上記の生産量は連結子会社及び持分法適用関連会社の決算日にかかわらず、4月1日から6月30日の実績となっております。  
5 当社グループが締結している生産分与契約にかかる当社グループの原油及び天然ガスの生産量は、正味経済的取分に相当する数値を示しております。なお、当社グループの権益比率ベースの生産量は、原油32.6百万バレル(日量358.5千バレル)、天然ガス135.1十億CF(日量1,484.6百万CF)、合計55.1百万BOE(日量605.9千BOE)となります。  
6 BOE(Barrels of Oil Equivalent)原油換算量  
7 石油製品は換算後の数値を括弧内に記載しております。換算係数は1kl当たり6.29バレルです。  
8 ヨードは、他社への委託精製によるものであります。  
9 数量は単位未満を四捨五入しております。

## (2) 受注実績

当社グループの販売実績のうち、受注高が占める割合は僅少であるため受注実績の記載は省略しております。

## (3) 販売実績

a) 当社グループは海外で生産された原油のうち当社取得権利量を、国内の精製会社をはじめ、国内外の需要家へ販売しております。インドネシアで生産された天然ガスのほとんどはプルトミナを通じ、主にLNGとして日本の電力会社、都市ガス会社や、韓国、台湾等の需要家に販売しております。国内で生産された天然ガスはパイプラインを経由して沿線の需要家に販売しております。

b) 当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		前年同四半期比 (%)	
		販売量	売上高	販売量	売上高
日本	原油	52千バレル	409	△19.9	+13.9
	天然ガス(LPGを除く)	14,061百万CF	16,177	+5.8	+26.7
	LPG	68千バレル	770	+32.3	+29.2
	その他		6,087		+15.5
	小計		23,444		+23.4
アジア・オセアニア	原油	4,010千バレル	29,471	△15.0	+12.4
	天然ガス(LPGを除く)	78,273百万CF	64,859	△6.5	+18.2
	LPG	836千バレル	5,271	+78.1	+189.2
	小計		99,602		+19.8
ユーラシア (欧州・NIS諸国)	原油	1,830千バレル	13,191	△39.5	△20.7
中東・アフリカ	原油	11,765千バレル	84,109	+8.3	+34.0
米州	原油	302千バレル	2,006	△39.1	+0.1
	天然ガス(LPGを除く)	7,888百万CF	1,550	+4.2	△2.3
	小計		3,557		△1.0
合計	原油	17,958千バレル	129,186	△6.3	+19.4
	天然ガス(LPGを除く)	100,221百万CF	82,587	△4.2	+19.3
	LPG	905千バレル	6,042	+73.6	+149.8
	その他		6,087		+15.5
	合計		223,903		+20.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 決算日が12月31日の連結子会社につきまして、連結決算日で決算を行っている会社を除き、1月から3月の業績を第1四半期として連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3 販売量は、単位未満を四捨五入しております。

4 主要相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。なお、プルトミナへの販売の大部分は天然ガスであり、その過半をLNGとして日本の需要家へ販売しております。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
プルトミナ	54,295	29.3	66,383	29.7

## 2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」は、次のとおり変更し、その内容を一括して記載しております。

以下には、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、以下の記載は、当社グループの事業上のリスクをすべて網羅するものではありません。

また、本項の記載中、将来に関する事項については、別途記載する場合を除いて本四半期報告書提出日現在での当社グループの判断であり、当該時点以後の社会経済情勢等の諸状況により変更されることがあります。

### 1 石油・天然ガス開発事業の特徴及びリスクについて

#### (1) 探鉱・開発・生産に成功しないリスク

一般的に、鉱区権益を取得するためには、対価の支払いが必要となります。また、資源の発見を目的とした探鉱活動に際して、調査・試掘等のための費用（探鉱費）が必要となり、資源を発見した場合には、その可採埋蔵量、開発コスト、産油国（産ガス国を含む。以下同じ。）との契約内容等の様々な条件に応じて一段と多額の開発費を投ずる必要があります。

しかしながら、開発・生産が可能な規模の資源が常に発見できるとは限らず、近年の様々な技術進歩をもってしてもその発見の確率はかなり低いものとなっており、また、発見された場合でも商業生産が可能な規模でないことも少なくありません。このため、当社グループでは、探鉱投資に係る費用については連結決算上保守的に認識しており、コンセッション契約（国内における鉱業権並びに海外におけるパーミット、ライセンス又はリースを含む。）の場合には100%費用計上し、生産分与契約の場合は探鉱プロジェクトの投資については100%引当金を計上し、財務の健全性を保持しております。なお、開発プロジェクトの投資であっても、個別のプロジェクトの状況から回収できない可能性がある場合は、個別に回収可能性を勘案し、引当金を計上しております。

当社グループでは、保有する可採埋蔵量及び生産量を増加させるために、有望な鉱区には常に関心を払い、今後も探鉱投資を継続する一方、既発見未開発鉱区や既生産鉱区の権益取得等を含めた開発投資を組み合わせることにより、探鉱・開発・生産各段階の資産の総合的なバランスの中で投資活動を行っていく方針です。

探鉱及び開発（権益取得を含む。）は、当社グループの今後の事業の維持発展に不可欠な保有埋蔵量を確保する上で必要なものでありますが、各々に技術的、経済的リスクがあり、探鉱及び開発が成功しない場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 原油、コンデンサート、LPG及び天然ガスの埋蔵量

##### ① 確認埋蔵量 (proved reserves)

当社は、当社グループの主要な確認埋蔵量 (proved reserves) について、米国の独立石油エンジニアリング会社であるDeGolyer and MacNaughtonに評価を依頼しました。同社が評価した確認埋蔵量の定義は、米国の投資家に広く知られている米国証券取引委員会規則S-X Rule 4-10(a)に従っており、評価に決定論的手法または確率論的手法のいずれが用いられているかに関わらず、地質



的・工学的データの分析に基づき、既知の貯留層から、現在の経済条件及び既存の操業方法の下で、評価日時点以降操業権を付与する契約が満了する時点まで（契約延長に合理的確実性があるという証拠がある場合は延長が見込まれる期間が満了する時点まで）の間に、合理的な確実性をもって生産することが可能である石油・ガスの数量となっております。また、確認埋蔵量に分類されるためには、炭化水素を採取するプロジェクトが開始されているか、妥当な期間内にプロジェクトを開始することにつき合理的な確信をオペレーターが持っていなければならず、埋蔵量の定義の中でも保守的な数値として広く認識されております。ただし、かかる保守的な数値ではあっても、将来にわたる生産期間中に、確認埋蔵量が全量生産可能であることを保証する概念ではないことに留意を要します。

当社グループ（持分法関連会社分を含む）の原油、コンデンセート、LPG及び天然ガスの確認埋蔵量については、当社の有価証券報告書（第4期事業年度）に記載の「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 当社グループの埋蔵量」をご参照下さい。

## ② 推定埋蔵量 (probable reserves) 及び予想埋蔵量 (possible reserves)

当社は、米国証券取引委員会規則に基づく確認埋蔵量のほかに、石油技術者協会 (SPE)、世界石油会議 (WPC)、米国石油地質技術者協会 (AAPG) 及び石油評価技術者協会 (SPEE) の4組織により策定されたPetroleum Resources Management System 2007 (PRMS) に基づく当社グループの推定埋蔵量及び予想埋蔵量の評価を、米国の独立石油エンジニアリング会社であるDeGolyer and MacNaughtonに依頼しました。推定埋蔵量の定義は、4組織により策定されたPRMSの指針に従い、確認埋蔵量の範疇には入らない埋蔵量のうち、地質的・工学的データに基づき、確認埋蔵量より回収の可能性が低く、予想埋蔵量よりも回収が確実とされる石油・ガスの数量となっております。確率論的手法を用いて推定埋蔵量を算定する場合には、確認埋蔵量と推定埋蔵量を合計した数量に対して、回収することができる確率が少なくとも50%以上であることが必要とされております。また、予想埋蔵量の定義もPRMSの指針に従い、確認埋蔵量及び推定埋蔵量の範疇に入らない埋蔵量のうち、地質的・工学的データに基づき、推定埋蔵量より回収の可能性が低い石油・ガスの数量となっております。プロジェクトから回収される石油・ガスの数量合計が確認埋蔵量、推定埋蔵量及び予想埋蔵量の合計を上回る可能性は低く、高く見積られたシナリオに対応します。確率論的手法を用いて予想埋蔵量を算定する場合には、確認埋蔵量、推定埋蔵量及び予想埋蔵量を合計した数量を回収することができる確率が少なくとも10%以上であることが必要とされております。新規技術データの追加や経済条件及び操業条件の明確化等により不確実性が減じた場合、推定埋蔵量及び予想埋蔵量の一部は確認埋蔵量に格上げされることがありますが、現時点の推定埋蔵量及び予想埋蔵量の全量が、確認埋蔵量と同様な確実性をもって開発・生産されると見込まれるわけではありません。

当社グループ（持分法関連会社分を含む）の原油、コンデンセート、LPG及び天然ガスの推定埋蔵量及び予想埋蔵量は、当社の有価証券報告書（第4期事業年度）に記載の「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 当社グループの埋蔵量」をご参照下さい。

## ③ 埋蔵量の変動の可能性

埋蔵量の評価は、評価時点において入手可能な油・ガス層からの地質的・工学的データ、開発計画の熟度、経済条件等多くの前提、要素及び変数に基づいて評価された数値であり、今後生産・操業が進むことにより新たに取得される地質的・工学的データや開発計画及び経済条件等の変動に基づき将来見直される可能性があり、その結果、増加又は減少する可能性があります。また、生産分

与契約に基づく埋蔵量は、同契約の経済的持分から計算される数量が生産量だけでなく、油・ガス価格、投下資本、契約条件に基づく投下資本の回収額及び報酬額等により変動する可能性があり、その結果、埋蔵量も増加又は減少する可能性があります。このように埋蔵量の評価値は、各種データ、前提、定義の変更等により変動する可能性があります。

(3) 石油・天然ガス開発事業には巨額の資金が必要となり資金回収までの期間も長いこと

探鉱活動には相応の費用と期間とが必要であり、探鉱により有望な資源を発見した場合でも、生産に至るまでの開発段階においては、生産施設の建設費用等の多額の費用と長期に亘る期間が必要となります。このため、探鉱及び開発投資から生産及び販売による資金の回収までには10年以上の長い期間を要することになります。中でも、当社が現在推進しているイクシス及びアバディの2つの大型LNGプロジェクトの開発には巨額な投資が必要であり、経済金融情勢の変化によっては資金調達の内容に影響を及ぼす可能性があります。資源の発見後、生産及び販売開始までの開発過程において、政府の許認可の取得の遅延またはその変更、予測しえなかった地質等に関する問題の発生、油・ガス価及び外国為替レートの変動並びにその他資機材の市況の高騰などを含めた経済社会環境の変化や、LNGプロジェクトにおいて生産物購入候補者からの長期販売契約に関する合意が得られないことにより最終投資判断ができない等の要因により、開発スケジュールの遅延や当該鉱区の経済性が損なわれる等の事象が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) オペレーターシップ

石油・天然ガス開発事業においては、リスク及び資金負担の分散を目的として、複数の企業がパートナーシップを組成して事業を行う場合が多く見られます。実際の作業は、そのうちの1社がオペレーターとなり、パートナーを代表して操業の責任を負います。オペレーター以外の企業は、ノンオペレーターとしてオペレーターが立案・実施する探鉱開発計画や作業を吟味し、あるいは一部操業に参加しつつ、所定の資金提供を行うことで事業に参画します。

当社は、平成18年4月3日に国際石油開発と帝国石油の共同株式移転により持株会社として設立され、平成20年10月1日には両社を吸収合併し完全統合を果たしております。経営統合を通じて、両社の持つ国内外における探鉱、開発、生産それぞれの段階での豊富な操業経験をもとに蓄積したノウハウ及び技術力が結集し、当社グループは高い操業能力を有することとなったと考えております。

当社グループは、経営資源の有効活用やノンオペレーターのプロジェクトとのバランスに配慮しつつ、経営統合により大幅に強化された技術力をもとに、イクシス及びアバディの2つの大型LNGプロジェクトを中心として積極的にオペレータープロジェクトを推進していく方針であります。当社はLNG開発プロジェクトにおけるオペレーター経験は有していませんが、国内外で原油、天然ガスの開発、生産プロジェクトにおいてオペレーターとしての経験を有しているほか、インドネシアやオーストラリアなどにおけるLNGプロジェクトなどに参加し長年ノウハウ、知見等を蓄積してきており、また、メジャーを含めた他の外国の石油会社が行っているのと同様、専門のサブコントラクターや経験豊富な外部コンサルタントを起用することなどにより、LNGプロジェクトを含めたオペレータープロジェクトを的確に遂行することが可能と考えております。

オペレーターとしてのプロジェクト推進は、技術力の向上や、産油国・業界におけるプレゼンスの向上等を通じて鉱区権益取得機会の拡大に寄与することになる一方で、オペレーションに関する各種専門能力を有する人材確保上の制約、資金面での負担増大等のリスクが存在しており、これらのリスクに的確に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 共同事業

石油・天然ガス開発事業では、前述の通り、リスク及び資金負担の分散を目的として数社以上の企業が共同事業を行う場合も多くなっており、この場合、共同事業遂行のための意思決定手続やパートナーを代表して操業を行うオペレーター等を取り決めるために、共同操業協定をパートナー間で締結するのが一般的になっております。ある鉱区において当社グループが共同事業を行っているパートナーとの関係が良好であっても、他の鉱区権益の取得においては競争相手となり得る可能性があります。

また、共同事業の参加者は原則として、その保有権益の比率に応じて共同事業遂行のための資金負担をしますが、一部パートナーが資金負担に応じられない場合などには、プロジェクトの遂行に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 災害・事故等のリスク

石油・天然ガス開発事業には、探鉱、開発、生産、輸送等の各段階において操業上の事故や災害等が発生するリスクがあります。このような事故や災害等が生じた場合には、保険により損失補填される場合を除き設備の損傷によるコストが生じ、更には、人命にかかわる重大な事故又は災害等となる危険性があり、その復旧に要する費用負担や操業が停止することによる機会損失等が生じることがあります。国内天然ガス事業においては、平成22年1月以降、従来からの国産天然ガスの生産に加えて、一部海外からの輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しておりますが、輸入LNG気化ガスの購入先である都市ガス事業者等における事故、トラブルなどにより輸入LNG気化ガスの調達ができない場合には、当社顧客への供給に支障をきたすなど、当社の国内天然ガス事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、環境問題に関しては、土壌汚染、大気汚染及び水質・海洋汚染等が想定されます。当社グループでは、「環境安全方針」を定め、当該国における環境関連法規、規則及び基準等を遵守することは勿論のこと、自主的な基準を設け環境に対して十分な配慮を払いつつ作業を遂行しておりますが、何らかの要因により環境に対して影響を及ぼすような作業上の事故や災害等が生じた場合には、その復旧等のための対応若しくは必要な費用負担が発生し、又は、操業停止による損失等が生じることがあります。さらに、当該国における環境関連法規、規則及び基準等（新エネルギー・代替可能エネルギー等の支援策を含む。）が将来的に変更や強化された場合には、当社グループにとって追加的な対応策を講じる必要やそのための費用負担が発生する可能性があります。

当社グループは、作業を実施するにあたっては、損害保険を付保することとしておりますが、いずれの場合も、当該事故・災害等が当社グループの故意又は過失に起因する場合には、費用負担の発生により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、行政処分や当社グループの石油・天然ガス開発会社としての信頼性や評判が損なわれることによって、将来の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 2 原油価格（油価）、天然ガス価格、外国為替、及び金利の変動が業績に与える影響について

### (1) 油価、天然ガス価格の変動が業績に与える影響

油価並びに海外事業における天然ガス価格の大部分は国際市況により決定され、また、その価格は国際的又は地域的な需給、世界経済及び金融市場の状況を含む多様な要素の影響も受け著しく変動します。かかる事象は当社により管理可能な性質のものではなく、将来の油価、天然ガス価格の変動を正確に予測することはできません。当社グループの売上・利益は、かかる価格変動の影響を大きく受

けます。その影響は大変複雑で、その要因としては以下の点が挙げられます。

- ① 海外事業における大部分の天然ガスの販売価格は、油価に連動していますが正比例していません。
- ② 売上・利益は売上計上時の油価・天然ガス価格を基に決定されているため、実際の取引価格と期中の平均油価は必ずしも一致しません。

また、国内事業における天然ガスは、平成22年1月以降、従来からの国産天然ガスに加えて、一部海外からの輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しております。当社国内天然ガス販売価格は、固定価格部分と一部輸入LNG価格の変動を販売価格に反映させる部分とで形成されていますが、LNGなど競合エネルギーの市場価格の動向が、後者の部分に対して直接の影響を及ぼすのに加えて、前者の固定価格部分に関しても年度ごとの販売先との契約協議に対して間接的な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 外国為替の変動が与える業績への影響

当社グループの事業の多くは海外における探鉱開発事業であり、これに伴う収入（売上）・支出（原価）は外貨建て（主に米ドル）となっており、損益は外国為替相場の影響を受けます。円高時には、円ベースでの売上・利益が減少し、逆に円安時には、円ベースでの売上・利益が増加します。

一方、当社は必要資金の借入にあたり、外貨建て借入を行っており、外貨建て借入金は、円高時は期末円換算により為替差益が生じ、円安時には期末円換算により為替差損が生じることから、上記の事業の為替リスクが減殺され、為替変動による損益面への影響を小さくする方向に働きます。なお、当社は一部為替リスクを減じる手段を講じておりますが、かかる手段は当社の為替リスクを全てカバーするものではなく、外国為替の変動が与える影響を完全に排除するものではありません。

## (3) 金利の変動が与える業績への影響

当社グループでは探鉱開発事業の必要資金の一部を借入金で賄っており、このうち大部分が米ドル建て6ヵ月LIBORベースの変動金利建の長期借入です。従って、当社の利益は米ドル金利変動の影響を受けます。なお、当社は、一部金利リスクを減じる手段を講じておりますが、かかる手段は当社の金利変動リスクを全てカバーするものではなく、金利の変動が与える影響を完全に排除するものではありません。

## 3 海外における事業活動とカントリーリスクについて

当社グループは、日本国外において多数の石油・天然ガス開発事業を遂行しております。鉱区権益の取得を含む当社グループの事業活動は、産油国政府等との間の諸契約に基づき行われていることから、産油国における自国の資源の管理強化の動きなど、当該産油国やその周辺国等における、政治・経済・社会等の情勢（政府の関与、経済発展の段階、経済成長率、資本の再投下、資源の配分、外国為替及び外国送金の政府統制、国際収支の状況を含みます。）の変化や、OPEC加盟国におけるOPECによる生産制限の適用、当該各国の法制度及び税制の変動（法令・規則の制定、改廃及びその解釈運用の変更を含みます。）等により、当社グループの事業や業績は、保険で損失補填される場合を除き大きな影響を受ける可能性があります。

また、産油国政府は、開発コストの増加などの事業環境の変化、事業の遂行状況、環境への対応などを理由として、鉱区にかかわる石油契約の条件の変更などを含めた経済条件の変更などを求める可能性があります。仮にかかるとなる事態が生じ、経済条件の変更などが行われた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4 特定地域及び鉱区への依存度について

##### (1) 生産量

当社グループは、インドネシア共和国マハカム沖鉱区、アラブ首長国連邦のADMA鉱区、国内の南長岡ガス田等において安定的な原油・天然ガスの生産を行っております。当社グループにおいては、経営統合を通じて、事業地域を国内及びインドネシア、オーストラリアを中心とするアジア・オセアニア地域、中東、カスピ海沿岸地域、中南米、アフリカなどに幅広く分散し、よりバランスのとれたポートフォリオが構築されましたが、平成21年度における当社グループの生産量の地域別構成比率はコアエリアである日本を含むアジア・オセアニア地域の比率が約55%、中東地域が約30%と太宗を占めております。

当社グループは、今後ともグローバルに更なる地域バランスのとれたポートフォリオの形成を目指していく方針であります。現状では当社グループの生産量は、特定地域及び鉱区への依存度が高いため、これらの鉱区において操業が困難になる等の問題が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 主要事業地域における契約期限等

当社グループの海外における事業活動の前提となる鉱区権益にかかる契約においては、鉱区期限が定められているのが通例であります。当社グループの主要事業地域であるインドネシア共和国マハカム沖鉱区におけるプロジェクトの生産分与契約の期限は、当初は平成9年3月30日でしたが、平成3年に延長が認められ、現在では平成29年12月31日となっております。また、ADMA鉱区におけるコンセッション契約に基づく鉱区権益の期限は、平成30年3月8日（ただし、上部ザクム油田は平成38年3月8日まで延長されています。）となっております。当社グループでは、これらの契約の再延長に向けてパートナーとともに努力する方針ですが、再延長されない場合や再延長に際し契約条件が不利に変更された場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、再延長された場合でも、その時点における残存可採埋蔵量は減少することが見込まれております。当社グループでは、これに代替し得る鉱区権益の取得を図っておりますが、代替し得る油・ガス田の鉱区権益を十分取得できない場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、現在探鉱中の鉱区においても契約に探鉱期間が設定されており、鉱区内において商業化の可能性がある原油・天然ガスの存在を確認している場合であっても、当該期間終了までに開発移行の決定ができない場合などにおいては、産油国政府との協議により当該期間の延長、猶予期間の設定などに向けて努力する方針ですが、かかる協議が不調に終わった場合には、当該鉱区からの撤退を余儀なくされる可能性があります。また、一般に、契約につき、一方当事者に重大な違反があるときには、契約期限の到来前に他方当事者から契約解除をすることができるのが通例ですが、これら主要事業地域における契約においても同様の規定が設けられております。当社グループにおいては、そのような事態はこれまで発生したことはなく、今後についても想定しておりませんが、もし契約当事者に重大な契約違反があった場合には、期限の到来前に契約が解除される可能性があります。

また、海外における天然ガス開発・生産事業においては、多くの場合、長期の販売契約・供給契約に基づいて天然ガスを販売・供給しており、それぞれ契約期限が定められております。これらの契約における期限の到来までに、延長又は再延長に向けてパートナーとともに努力する方針ですが、延長又は再延長されない場合や延長された場合でも販売・供給数量の減少などがあった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5 生産分与契約について

### (1) 生産分与契約の内容

当社グループはインドネシア、カスピ海周辺地域などにおいて生産分与契約による鉱区権益を多数保有しておりますが、そのうち多くの契約を締結しているインドネシア共和国の場合、当社グループはこれまで鉱業権を持つプルトミナ社との間で生産分与契約を締結することで、当該鉱区における石油・天然ガスを探鉱開発する権利を取得してきました。なお、インドネシア共和国における平成13年11月23日発効の新法制定により、鉱業権のプルトミナ社による独占的保有は解消され、大統領直轄の政府機関であるBPMIGAS(インドネシアにおける石油・天然ガスの上流事業に関する監督規制の政府執行機関)との間で、契約を締結することとなりました。既存の契約については、インドネシア共和国側当事者をBPMIGASに変更する手続きを行っております。

生産分与契約は、一社又は複数の石油・天然ガス開発会社がコントラクターとして、産油国政府や国営石油会社から探鉱・開発のための作業を自身のコスト負担で請負い、コストの回収分及び報酬を生産物で受け取ることを内容とする契約です。すなわち、探鉱・開発作業の結果、石油・天然ガスの生産に至った場合、コントラクターは負担した探鉱・開発コストを生産物の一部より回収し、さらに残余の生産物(原油・ガス)については、一定の配分比率に応じて産油国又は国営石油会社とコントラクターの間で配分します(このコスト回収後の生産物のコントラクターの取り分を「利益原油・ガス」と呼びます。なお、天然ガスの場合は販売がインドネシア共和国側で行われることから、コストの回収分及び利益ガスを現金で受け取ります。)。これに対して、探鉱作業の失敗や生産量の減少等により期待した生産を実現することができない場合には、コントラクターは投下した資金の全部又は一部を回収できないこととなります。

### (2) 生産分与契約の会計処理

当社グループが生産分与契約に基づき鉱区権益を保有している場合は、上述のとおりコントラクターとして当該鉱区の探鉱・開発作業に係る技術・資金を投下し、当該鉱区にて生産される生産物により投下した作業費を回収し、作業費回収後の残余生産物の一部を報酬として受け取っています。

生産分与契約に基づき投下した作業費は、将来回収が期待される資産として貸借対照表の生産物回収勘定に計上しています。生産開始後は、同契約に基づく作業費回収額を生産物回収勘定から控除します。

当該生産分与契約に基づき引き取る生産物は、作業費の回収部分と報酬部分に分けられるため、売上原価計算の方法にも特徴があります。すなわち、引き取った生産物の金額は一旦生産物引取原価として売上原価に計上し、そのうち事後的に算定される報酬部分である生産物の金額を売上原価の調整項目(無償配分生産物)に計上します。従って、売上原価には、報酬部分控除後の作業費回収部分のみが計上されることとなります。

## 6 アザデガン油田開発プロジェクトについて

### (1) アザデガン油田開発プロジェクトの概要

当社は、平成16年2月18日、National Iranian Oil Company(イラン国営石油会社)及びその子会社であるNaftiran Intertrade Co. Ltd.(NICO)との間でイラン・イスラム共和国アザデガン油田の評価・開発に係わるサービス契約に調印し、同年3月14日に発効いたしました。アザデガン油田は、イラン・イスラム共和国クゼスタン州の州都であるアフワズから南に約80kmの場所に位置してお

り、平成11年に発見されました。

当社のプロジェクトへの現在の参加比率は10%であります。現在、イラン側など本プロジェクトの当事者間でプロジェクトの今後の進め方について、協議を続けております。仮に、今後の進め方について当事者間の協議が不調に終わるなど、本プロジェクトの遂行に支障が出る場合などには投資額の回収が計画どおりに進まないあるいは回収が困難になる可能性があります。

## (2) 国連安保理による対イラン制裁決議の影響

国連安全保障理事会では、平成18年12月に、主にイランの核開発に関連した人、資金、物資の流れに関する措置を含む対イラン制裁決議が採択され、平成19年3月、平成20年3月にもそれぞれ同措置の対象を拡大する決議が採択されており、平成20年9月にもこれまでの安全保障理事会決議を遵守し、IAEA理事会の要請に応えることを求める決議が採択されています。さらに平成22年6月には新たな制裁措置を含む内容の決議が採択されています。

## (3) 米国1996年イラン制裁法等による米国における対イラン制裁強化の動きの影響

米国1996年イラン制裁法（旧1996年イラン・リビア制裁法）は、イランによる大量破壊兵器の獲得及び国際テロ支援の阻止を目的とする米国の法律です。同法では、同国に年間2,000万米ドル以上の投資を行い、当該投資が同国における「石油資源開発に著しくかつ直接貢献した」と米大統領が判断する者等に対して米国内外無差別に、以下の9つの制裁のうち3つ以上の制裁が課されることとなっております（下記⑥乃至⑧の制裁は平成22年7月1日に成立した同法の改正において追加されました。改正前の同法では、下記①乃至⑤及び⑨の6つの制裁のうち2つ以上の制裁が課されることとなっております。）。

- ① 米国輸出入銀行による制裁対象者への輸出支援の禁止
- ② 米国当局による制裁対象者向けの輸出許可発行の禁止
- ③ 米国金融機関による制裁対象者への年間1,000万米ドル以上の融資の禁止
- ④ 制裁対象者が金融機関である場合、当該金融機関の米国債引受け等の禁止
- ⑤ 制裁対象者から米国政府が物資等を調達することの禁止
- ⑥ 米国の管轄権が及び、かつ制裁対象者が利害関係を有する為替取引の禁止
- ⑦ 米国の管轄権が及び、かつ制裁対象者が利害関係を有する金融機関間又は金融機関経由の資金移転又は資金支払いの禁止
- ⑧ 米国の管轄権が及び、かつ制裁対象者が利害関係を有する資産の取得、保有、使用、譲渡、輸出入その他の取引の禁止
- ⑨ 米国の「国際緊急事態経済権限法」に基づく制裁対象者からの輸入制限

これまで、イランにおける石油資源開発に投資する外国石油企業に対して、同法による制裁が課されたことはなく、また、一国の法律の他国での域外適用は国際的に認められないこととされておりますが、アザデガン油田開発プロジェクトに係る事業活動に対する同法の適用について、米国政府が将来どのような判断を下すかは現時点では予想できません。仮に、米国政府が同法による制裁を同プロジェクトに係る事業活動に課す旨の決定をした場合には、同プロジェクトや当社の他の事業の推進に間接的に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、米国内では、上記の連邦レベルでの制裁強化に加えて州議会レベルでもイランへの制裁措置を実施する動きがあり、フロリダ州やルイジアナ州などの複数の州において、イランで事業を実施する会社を対象とした州公的年金基金等による株式保有の抑制及び保有株式処分を推進或いは義務化する内容の州法が成立しております。

## 7 国との関係について

### (1) 当社と国との関係

本四半期報告書提出日現在、当社の発行済普通株式の約19.37%及び甲種類株式は経済産業大臣が保有しておりますが、当社の経営判断は民間企業として自主的に行っており、国との間で役員派遣等による支配関係もありません。また、今後もそのような関係が生じることはないものと考えております。さらに国との間での当社の役員の兼任及び国の職員の当社への出向もありません。

### (2) 経済産業大臣による当社株式の所有、売却

経済産業大臣は、現在当社の発行済普通株式数の約19.37%の株式を保有しております。このため、今後、経済産業大臣は、後述の答申の趣旨に従い、売出し等により国内外で当社株式を売却する可能性があり、そのことが当社の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、経済産業大臣は当社甲種類株式1株を保有しておりますが、甲種類株主である経済産業大臣は、当社普通株主総会又は取締役会決議事項の一部について拒否権を有しております。甲種類株式に関する詳細については後記「9 甲種類株式について」をご参照ください。

## 8 政府及び独立行政法人が保有する当社グループのプロジェクト会社の株式の取扱いについて

### (1) 石油公団が保有していた当社グループのプロジェクト会社の株式の取扱い

平成17年4月1日付で解散した石油公団が保有していた石油資源開発関連資産の整理・処分については、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の石油分科会開発部会「石油公団資産評価・整理検討小委員会」により、「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針」（以下、「答申」といいます。）が平成15年3月18日に発表されております。

「答申」において、国際石油開発（平成20年10月1日付で当社が同社を吸収合併。以下同じ。）は中核的企業を構成すべきものと位置づけられ、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国のエネルギー安定供給の効率的な確保という政策目標の実現の一翼を担うことが期待されていることから、同社（及び平成20年10月1日付で当社が国際石油開発を吸収合併して以降においては当社）ではこれを受け、政府による積極的な資源外交との相乗効果を生かし、我が国のエネルギー安定供給の効率的な確保という政策目標の実現を図るとともに、透明性・効率性の高い事業運営の推進により、株主価値の最大化を目指すこととしてまいりました。

その結果、答申において提言された石油公団保有株式の譲受け等による統合に関して、平成16年2月5日付で「石油公団保有資産の国際石油開発株式会社への統合に関する基本合意書」（以下、「統合基本合意書」といいます。）及び統合基本合意書に附属する覚書（以下、「覚書」といいます。）を締結し、平成16年3月29日付で、国際石油開発と石油公団は統合の対象となる会社、統合比率等に関する詳細について合意に達し、「石油公団保有資産の国際石油開発株式会社への統合に関する基本契約」ほか関連契約を締結しました。

統合基本合意書において国際石油開発への統合対象となった4つの会社のうち、ジャパン石油開発、インペックスジャワ株式会社及びインペックスエービーケー石油株式会社の3社については平成16年に統合を完了しました。インペックス南西カスピ海石油株式会社については、株式交換により国際石油開発の完全子会社とすべく手続を進めましたが、株式交換契約の条件が成就しなかったため同契約は失効し、予定していた株式交換が取り止めとなり、その後、平成17年4月1日付の石油公団の解散に伴い、同社の石油公団保有株式は、経済産業大臣に承継されております。当社としては引き続



き当該株式の取得の可能性につき検討しておりますが、当該株式に係る経済産業大臣の今後の取扱方針は未定となっており、今後、当社による当該株式の取得が実現しない可能性もあります。

平成16年2月5日付の覚書においては、サハリン石油ガス開発株式会社（以下、「サハリン石油ガス開発」といいます。）、インペックス北カンボス沖石油株式会社、インペックス北マカッサル石油株式会社（平成20年12月19日に清算終了）、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、インペックス北カスピ海石油株式会社についての取扱いが国際石油開発と石油公団の間で合意されております。サハリン石油ガス開発の株式の取扱いについては、後記「(2) 政府が保有するサハリン石油ガス開発の株式の取扱い」をご参照ください。サハリン石油ガス開発以外の上記各社の石油公団保有株式の国際石油開発への譲渡については、産油国や共同事業者の同意が得られること、適切な資産評価が可能となること等の前提条件が整い次第、現金を対価として譲渡することとなっておりますが、平成17年4月1日付の石油公団の解散に伴い、上記各社の石油公団保有株式は、経済産業大臣に承継されたインペックス北マカッサル石油株式会社に係る株式を除き、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「資源機構」といいます。）に承継されております。資源機構は、同機構の中期目標、中期計画において、石油公団から承継した株式については、適切な時期に適切な方法を選択して処分することとしていますが、上記各社の資源機構保有株式の譲渡の時期、方法は未定となっております。今後、当社による上記各社の株式の取得が実現しない可能性もあります。

## (2) 政府が保有するサハリン石油ガス開発の株式の取扱い

経済産業大臣はサハリン石油ガス開発の普通株式の50%を保有しています。サハリン石油ガス開発は、サハリン島北東沖大陸棚における石油及び天然ガス探鉱開発事業を遂行するために平成7年に設立された会社であり、同社は米国エクソンモービル社をオペレーターとするサハリンIプロジェクトの30.0%の権益を有しています。同プロジェクトは、原油及び天然ガスの先行生産を目的とした第一次開発（フェーズ1）として、平成17年10月より生産を開始しております。さらに、天然ガス本格生産のための追加開発作業（フェーズ2）を行う構想があります。なお、当社は同社発行済み普通株式の約5.74%を保有しています。

前述の答申において、サハリン石油ガス開発は、国際石油開発及びジャパン石油開発とともに、日本の石油・天然ガス開発事業における中核的企業を構成すべきものとされています。

同答申を踏まえ、経済産業大臣が石油公団より承継したサハリン石油ガス開発の発行済み普通株式（50.0%）のすべてを国際石油開発を含む同社の民間株主が取得することとされており、当社が、同社の発行済み普通株式の最大33%を保有し、同社の筆頭株主になることを想定しております。ただし、当該株式の取得にあたっては、同社の共同事業者やロシア政府機関等の承諾が必要となる場合には、これらの承諾が得られることが前提となります。加えて、同社の株主構成や譲渡価格等についても、今後、合意に至る必要があります。

同社株式の追加取得が実現した場合には、当社グループは、アジア・オセアニア、中東、カスピ海等に加えて、ロシアの石油・天然ガス資産についても相当の持分を有することとなり、当社グループの海外資産ポートフォリオをよりバランスのとれたものとすることに貢献するものと期待されます。

ただし、想定どおり経済産業大臣と同社株式の追加取得について合意に至り追加取得が実現するかどうか、また、追加取得が実現する場合でも具体的な取得内容及び取得時期については現時点ではいずれも未定であり、当社による同社株式の追加取得が実現しない可能性もあります。

## 9 甲種類株式について

### (1) 種類株式の概要

#### ① 導入の経緯

当社は、国際石油開発と帝国石油の株式移転による経営統合により、平成18年4月3日付で持株会社として設立されておりますが、これに伴い、国際石油開発が発行し、経済産業大臣が保有していた種類株式が当社に移転され、同時に当社が同等の内容の当社種類株式（以下、「甲種類株式」といいます。）を経済産業大臣に対し交付しております。もともと、国際石油開発において発行された種類株式は、前記「8 政府及び独立行政法人が保有する当社グループのプロジェクト会社の株式の取扱いについて」において記述した答申において、国際石油開発が中核的企業を構成すべきものと位置づけられ、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、かかる観点から、同答申を受け、外資による同社の経営支配等の可能性を排除しつつ、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性が高く必要最小限の措置として発行されたものです。当社は、同答申の考え方を踏まえつつ、甲種類株式が当社にとっても投機目的による敵対的買収や乗っ取り等の危険を防止する手段として有効なものと考えられることからこれを発行したものです。

#### ② 株主総会議決権、剰余金の配当、残余財産分配、償還

法令に別段の定めがある場合を除き、甲種類株式は当社株主総会において議決権を有しません。剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式と同額となります。甲種類株式は、当該甲種類株主から請求があった場合、又は甲種類株式が国若しくは国が全額出資する独立行政法人以外の者に譲渡された場合には当社取締役会の決議により償還されます。

#### ③ 定款上の拒否権

当社経営上の一定の重要事項（取締役の選解任、重要な資産の処分、定款変更、統合、資本の減少及び解散）の決定については、当社株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る甲種類株主総会の承認決議を要する旨、当社定款に定められています。従って、甲種類株式を保有する経済産業大臣は、甲種類株主としてこれら一定の重要事項につき拒否権を有することとなります。甲種類株主の拒否権が行使可能な場合については、後記「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式の注記3」をご参照下さい。

#### ④ ガイドラインに定める拒否権の行使の基準

かかる拒否権の行使については平成20年経済産業省告示第二百二十号（以下、「告示」といいます。）においてガイドラインが設けられており、以下の一定の場合にのみ拒否権を行使するものとされています。

- ・取締役の選解任及び統合に係る決議については、それらが否決されない場合、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合。
- ・重要な資産の処分に係る決議については、対象となっている処分等が、石油及び可燃性天然ガスの探鉱及び採取する権利その他これに類する権利、あるいは、当該権利を主たる資産とする当社子会社の株式・持分の処分等に係るものである場合であって、それが否決されない場合、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合。
- ・当社の目的の変更に関する定款変更、資本の減少及び解散については、それらが否決されない場

合、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合。

- ・当社普通株式以外の株式への議決権の付与に関する定款変更については、それが否決されない場合、甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合。

なお、上記のガイドラインについては、エネルギー政策の観点から告示を変更する場合についてはこの限りではないことが規定されております。

## (2) 甲種類株式のリスク

甲種類株式は、外国資本による経営支配等の可能性を排除しつつ、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう、必要最小限の措置として発行されたものでありますが、甲種類株式に関連して想定されるリスクには、以下のものが含まれます。

### ① 国策上の観点と当社及び一般株主の利益相反の可能性

経済産業大臣は告示に規定された上記のガイドラインに基づき拒否権を行使するものと予想されますが、ガイドラインは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的実現の観点から設けられているため、経済産業大臣による拒否権の行使が当社又は当社の普通株式を保有する他の株主の利益と相反する可能性があります。また、エネルギー政策の観点から上記ガイドラインが変更される可能性があります。

### ② 拒否権の行使が普通株式の価格に与える影響

甲種類株式は、上記に述べたように当社の経営上重要な事項の決定について拒否権を持つものであるため、特に、実際にある事項について拒否権が発動された場合には、当社普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

### ③ 当社の経営の自由度や経営判断への影響

前述のような拒否権を持つ甲種類株式を経済産業大臣が保有していることにより、当社は、上記各事項については甲種類株主総会の決議を要することとなるため、当社は経済産業大臣の判断によってはその経営の自由度を制約されることとなります。また、上記各事項につき甲種類株主総会の決議を要することに伴い、甲種類株主総会の招集、開催及び決議等の各手続に、また必要に応じて異議申立の処理に一定期間を要することとなります。

## 10 兼任社外取締役について

当社の取締役会は現在16名の取締役で構成されておりますが、うち4名は社外取締役であります。

社外取締役4名は、いずれも当社の事業分野に関して長年の知識、経験を有する経営者等であり、当社としては、専門的、客観的立場から当社の事業運営に意見を述べ、当社事業の発展に寄与することを期して、取締役を委嘱しております。なお、かかる取締役は、当社株主である石油資源開発株式会社、三井石油開発株式会社、三菱商事株式会社及びJXホールディングス株式会社（以下、「当社株主会社」といいます。）の取締役等を兼任しております。

一方、当社株主会社はいずれも当社グループの事業と同一分野の事業を行っている企業又はその持株会社であることから、競業その他利益相反の可能性があり、コーポレート・ガバナンス上の特段の留意が必要であると認識しております。

このため、当社では、当社取締役が会社法上の競業避止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、常に高い意識をもって経営にあたり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役を含む全取締役から、これらの点を確認する「誓約書」を受理して

おります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、輸出や生産など一部に持ち直しの動きがみられるものの、企業収益の大幅な減少とこれに伴う設備投資の大幅な減少、雇用情勢の悪化など依然厳しい状況が続きました。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格は、WTI(ウェスト・テキサス・インターミディエートの略。国際的な原油指標。)期近物の終値ベースで84.87米ドルから始まりましたが、ギリシャの財政危機に端を発したユーロ圏諸国の債務問題を背景に、5月20日には一時68.01米ドルの安値を付けました。5月後半以降は、米国の4月住宅販売仮契約数が高水準であったこと、米国FRB議長が米国景気回復に関して楽観的な見通しを示したことや、メキシコ湾で発生したハリケーン「アレックス」により同湾岸の石油生産施設に障害が発生するとの懸念が強まったことなどを背景に値上がりを続け、6月25日には78.86米ドルまで上昇した後、結局75.63米ドルで当期を終えました。これらを反映して、当第1四半期の原油の当社グループ販売平均価格は、77.35米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当期は1米ドル93円台で始まり、期初は、米国でFFレートの早期引き上げ観測が高まる中、1米ドル94円後半まで円安が進行しました。しかしその後は、欧州のソブリンに関する不安が南欧諸国や中東欧諸国に広がる中、市場ではリスク資産を回避する動きが活発となり、次第に円は買われ易い地合いとなりました。6月に入ると米国で不況を懸念する経済指標の発表が相次ぎ、また米FOMC声明文で米経済の景気認識が後退したことから、米国金利が一段と低下する展開に、円は対米ドルで90円を超えて上昇し、期末公示仲値(TTM)は前期末から4円53銭円高の88円51銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前年同期に比べ、5円13銭円高の1米ドル92円08銭となりました。

このような事業環境の中、当第1四半期連結会計期間は前年同期と比べ油価・ガス価高が寄与して、売上高は前年同期比38,739百万円、20.9%増の223,903百万円となりました。このうち原油売上高は前年同期比20,956百万円、19.4%増の129,186百万円、天然ガス売上高は前年同期比16,965百万円、23.7%増の88,629百万円となりました。当第1四半期連結会計期間の販売数量は、原油が前年同期比1,214千バレル、6.3%減少の17,958千バレルとなりました。天然ガスは、前年同期比4,376百万立方フィート、4.2%減少の100,221百万立方フィートとなりました。このうち、海外生産天然ガスは、前年同期比5,153百万立方フィート、5.6%減少の86,160百万立方フィートとなり、国内天然ガスは、前年同期比21百万立方メートル、5.8%増加の377百万立方メートル、立方フィート換算では14,061百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外生産原油売上の平均価格が1バレル当たり77.35米ドルとなり、前年同期比20.08米ドル、35.1%の上昇となりました。海外生産天然ガス売上の平均価格が千立方フィートあたり8.37米ドルとなり、前年同期比1.99ドル、31.2%の上昇となりました。また、国内天然ガスの平均価格は立方メートルあたり42円94銭となり、前年同期比7円06銭、19.7%の上昇となっております。売上高の平均為替レートは1米ドル92円08銭となり、前年同期比5円13銭、5.3%の円高となりました。

売上高の増加額387億円を要因別に分析しますと、販売数量の減少により75億円の減収要因、販売単価

の上昇により566億円の増収要因、為替は円高により111億円の減収要因、その他の売上高は8億円の増収要因となりました。

一方、売上原価は、主に国内における天然ガス買入高の増加や、ADMA鉦区における売上増に伴うロイヤリティの増加により前年同期比5,836百万円、7.9%増の79,720百万円となりました。探鉦費は主にオセアニアの探鉦活動が増加したものの、国内の探鉦活動が減少したことにより、前年同期比55百万円、2.9%減の1,852百万円となりました。販売費及び一般管理費は前年同期比920百万円、5.4%減の16,147百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比33,878百万円、36.7%増の126,183百万円となりました。

営業外収益は、受取利息の減少により、前年同期比227百万円、5.5%減の3,934百万円となりました。営業外費用は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を計上したものの、為替差損の減少やマセラ鉦区等における探鉦活動の減少に伴う探鉦事業引当金繰入額及び生産物回収勘定引当金繰入額の減少等により前年同期比576百万円、7.2%減の7,419百万円となりました。この結果、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は前年同期比34,227百万円、38.7%増の122,698百万円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比22,206百万円、35.6%増の84,560百万円、法人税等調整額は3,274百万円となり、少数株主損益調整前四半期純利益は34,863百万円となりました。少数株主利益は2,858百万円となり、以上の結果四半期純利益は前年同期比6,015百万円、23.1%増の32,004百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。当四半期の報告セグメントおよびセグメント利益の算定方法は、前年同期の所在地別セグメント情報の算定方法と同一であることから、前年同期の所在地別セグメント情報との比較を記載しております。

#### ①日本

天然ガスの販売量の増加や単価の上昇により、売上高は前年同期比4,447百万円、23.4%増の23,444百万円、営業利益は天然ガス買入高が増加したことにより前年同期比132百万円、2.5%増の5,373百万円となりました。

#### ②アジア・オセアニア

原油・天然ガス販売量の減少および為替が円高に推移したものの、油価及びガス価の上昇により、売上高は前年同期比16,438百万円、19.8%増の99,602百万円、営業利益は前年同期比15,282百万円、36.9%増の56,688百万円となりました。

#### ③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

油価が上昇したものの、ACG油田における原油販売量の減少、および為替が円高に推移したことにより、売上高は前年同期比3,440百万円、20.7%減の13,191百万円、営業利益はACG油田のコスト回収額の減少等により前年同期比2,870百万円、57.2%増の7,886百万円となりました。

#### ④中東・アフリカ

油価上昇に伴い、売上高は前年同期比21,328百万円、34.0%増の84,109百万円、営業利益は前年同期比15,670百万円、37.5%増の57,487百万円となりました。

#### ⑤米州

売上高は前年同期比34百万円、1.0%減の3,557百万円、営業利益は前年同期比21百万円、2.4%減の886百万円と前年同期に比べほぼ横ばいとなりました。

### (2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は2,016,243百万円となり、前連結会計年度末の2,013,778百万円と比較して2,465百万円の増加となりました。資産増加の主な内訳は、有価証券が減少したものの、カシヤガン油田等への投資により生産物回収勘定が8,637百万円増加したほか、現金及び預金が増加したことによります。

一方、負債は519,656百万円で、前連結会計年度末の523,175百万円と比較して3,518百万円の減少となりました。このうち流動負債は225,743百万円で、前連結会計年度末比2,161百万円の減少、固定負債は293,912百万円で、前連結会計年度末比1,357百万円の減少となりました。

純資産は1,496,586百万円となり、前連結会計年度末比5,983百万円の増加となりました。このうち、少数株主持分は102,255百万円で、前連結会計年度末比848百万円の減少となりました。

### (3)連結キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の216,395百万円から当第1四半期中に減少した資金12,619百万円を差し引いた203,775百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比34,121百万円増の70,390百万円となりました。これは、主に油価上昇に伴う税金等調整前四半期純利益の増加によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比40,740百万円増の77,460百万円となりました。これは、投資有価証券の取得による支出が増加したことによるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期比2,151百万円減の57百万円となりました。これは、長期借入れによる収入が増加したことによるものであります。

### (4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

#### ①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

#### ②財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。その内容は、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部または一部の処分等、iii)当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記i)およびiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)およびvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

#### ③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員や株主の地位の維持や株主の皆様の共同の利益を損なうことを目的とするものではないと考えております。

#### (5)研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は78百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
甲種類株式	1
計	9,000,001

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,358,409	3,574,409	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。内容の詳細は(注)2をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。内容の詳細は(注)3及び4をご参照下さい。
計	2,358,410	3,574,410	—	—

(注) 1 平成22年8月2日を払込期日とする募集による新株式発行により、発行済株式総数が1,216,000株増加しております。

2 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

3 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

#### 1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### 2 剰余金の配当および中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当と同額にて行われる。

#### 3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。

#### 4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株主による種類株主総会の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

(1) 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任または解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任または解任

(2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合

(3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)
- ① 当社の目的
  - ② 当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
  - ② 株式交換において当社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
  - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当社の株主への金銭の払い戻しを伴う当社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任または解任  
 取締役の選任または解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。  
 甲種類株主は、取締役の選任または解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において取締役を選任または解任する旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
  - ② 合併、株式交換、株式移転  
 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件および株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換または株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。  
 甲種類株主は、当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において当社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
- 5 甲種類株式の取得請求権および取得条項に関する定め
- (1) 甲種類株主は、いつでも、当社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当社が甲種類株式を取得することを請求することができる

- (2) 当社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。
- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価によることとする。当社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

## 6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
- ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
  - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
    - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
    - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
    - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
    - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
    - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
  - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
  - ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。
- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合は、次の各号に掲げる場合をいう。
- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
  - ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
    - イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。
    - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
    - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
    - ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。
    - ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
  - ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
  - ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
  - ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
  - ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分等、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口あたりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および事業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割または事業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者(②に該当する者を除く。)
  - ② 投資一任契約(金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資するのに必要な権限を有する者

4 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注) 3の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。

当会社定款においては、(注) 3の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当会社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

6 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	—	2,358,410	—	30,000	—	762,992

(注) 平成22年8月2日を払込期日とする募集による新株式発行により、発行済株式総数が1,216,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ244,446百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

①普通株式

当第1四半期会計期間において、新日本石油株式会社及びその共同保有者である株式会社ジャパンエナジー（両社とも現JX日鉱日石エネルギー株式会社）から平成22年4月1日付の大量保有報告書並びに三菱商事株式会社から平成22年5月25日付の変更報告書の写しの送付がそれぞれあり、新日本石油株式会社及び株式会社ジャパンエナジーが平成22年4月1日現在、三菱商事株式会社が平成22年5月18日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
新日本石油株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番12号	111,919	4.75
株式会社ジャパンエナジー	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号	22,512	0.95
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	134,500	5.70

(注) JX日鉱日石エネルギー株式会社から平成22年7月7日付の変更報告書及びJXホールディングス株式会社から同日付の大量保有報告書の写しの送付があり、上記の新日本石油株式会社及び株式会社ジャパンエナジーの所有株式は平成22年7月1日付ですべてJXホールディングス株式会社に承継されている旨の報告を受けております。

②甲種類株式

当第1四半期会計期間において、株主の異動はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記3に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,916	—	株式としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,353,493	2,353,493	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,358,410	—	—
総株主の議決権	—	2,353,493	—

(注) 単元株制度を採用していないため、単元未満株式はありません。

### ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3 番1号	4,916	—	4,916	0.21
計	—	4,916	—	4,916	0.21

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

### ①普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	729,000	670,000	583,000
最低(円)	664,000	539,000	480,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における普通株式の株価を記載しております。

### ②甲種類株式

甲種類株式は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

### 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は あ り ま せ ン。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	131,268	119,809
受取手形及び売掛金	80,043	88,364
有価証券	202,688	213,040
たな卸資産	※1 12,898	※1 12,322
その他	65,757	59,340
貸倒引当金	△4	△22
流動資産合計	492,651	492,854
固定資産		
有形固定資産	※2 358,432	※2 358,094
無形固定資産		
のれん	106,432	108,122
その他	129,049	131,082
無形固定資産合計	235,482	239,205
投資その他の資産		
投資有価証券	403,844	403,978
生産物回収勘定	523,282	514,645
その他	116,331	115,781
貸倒引当金	△635	△640
生産物回収勘定引当金	△96,455	△94,891
探鉱投資引当金	△16,691	△15,248
投資その他の資産合計	929,676	923,624
固定資産合計	1,523,591	1,520,923
資産合計	2,016,243	2,013,778
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,144	16,601
短期借入金	4,819	4,872
未払法人税等	72,213	86,534
探鉱事業引当金	13,143	15,324
役員賞与引当金	39	132
資産除去債務	5,343	—
その他	114,038	104,440
流動負債合計	225,743	227,905
固定負債		
長期借入金	235,487	235,510
退職給付引当金	7,389	7,585
廃鉱費用引当金	—	14,257
開発事業損失引当金	1,964	1,964
特別修繕引当金	449	442
資産除去債務	9,789	—
その他	38,831	35,508
固定負債合計	293,912	295,269
負債合計	519,656	523,175

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	418,477	418,477
利益剰余金	961,689	936,744
自己株式	△5,248	△5,248
株主資本合計	1,404,918	1,379,974
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△187	12,351
為替換算調整勘定	△10,399	△4,826
評価・換算差額等合計	△10,586	7,525
少数株主持分	102,255	103,103
純資産合計	1,496,586	1,490,603
負債純資産合計	2,016,243	2,013,778

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	185,164	223,903
売上原価	73,884	79,720
売上総利益	111,280	144,183
探鉱費	1,908	1,852
販売費及び一般管理費	※1 17,067	※1 16,147
営業利益	92,304	126,183
営業外収益		
受取利息	1,310	1,041
受取配当金	1,165	1,200
その他	1,686	1,692
営業外収益合計	4,162	3,934
営業外費用		
支払利息	245	230
持分法による投資損失	796	733
生産物回収勘定引当金繰入額	1,743	—
探鉱事業引当金繰入額	2,617	—
探鉱投資引当金繰入額	—	2,922
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,555
為替差損	1,952	245
その他	640	1,731
営業外費用合計	7,995	7,419
経常利益	88,470	122,698
税金等調整前四半期純利益	88,470	122,698
法人税、住民税及び事業税	62,353	84,560
法人税等調整額	△132	3,274
法人税等合計	62,221	87,834
少数株主損益調整前四半期純利益	—	34,863
少数株主利益	260	2,858
四半期純利益	25,989	32,004

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	88,470	122,698
減価償却費	10,030	13,426
のれん償却額	1,690	1,690
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,555
生産物回収勘定引当金の増減額(△は減少)	2,132	1,531
探鉱事業引当金の増減額(△は減少)	1,985	△2,214
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△184	△184
廃鉱費用引当金の増減額(△は減少)	487	—
その他の引当金の増減額(△は減少)	△69	1,341
受取利息及び受取配当金	△2,476	△2,241
支払利息	245	230
為替差損益(△は益)	△1,074	△1,821
持分法による投資損益(△は益)	796	733
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	13,048	12,128
生産物回収勘定(非資本支出)の増加額	△3,648	△307
売上債権の増減額(△は増加)	△4,155	5,356
たな卸資産の増減額(△は増加)	△374	△829
仕入債務の増減額(△は減少)	85	△121
その他	929	20,611
小計	107,920	173,582
利息及び配当金の受取額	2,719	2,379
利息の支払額	△674	△137
法人税等の支払額	△73,696	△105,433
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,269	70,390
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△224	△243
定期預金の払戻による収入	230	218
有形固定資産の取得による支出	△30,455	△26,063
有形固定資産の売却による収入	4	26
有形固定資産の除却による支出	—	△1,881
無形固定資産の取得による支出	△519	△279
有価証券の取得による支出	—	△3,542
有価証券の売却による収入	28,320	20,000
投資有価証券の取得による支出	△7,546	△53,576
投資有価証券の売却による収入	—	10,079
生産物回収勘定(資本支出)の支出	△24,823	△19,531
短期貸付金の増減額(△は増加)	△40	36
長期貸付けによる支出	△2,217	△1,119
長期貸付金の回収による収入	34	8
その他	516	△1,590
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36,720	△77,460

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	7,100	△40
長期借入れによる収入	520	9,540
長期借入金の返済による支出	△1,319	△1,078
少数株主からの払込みによる収入	1,019	—
配当金の支払額	△9,420	△7,069
少数株主への配当金の支払額	△81	△1,331
その他	△27	△77
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,208	△57
現金及び現金同等物に係る換算差額	△880	△5,492
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,540	△12,619
現金及び現金同等物の期首残高	162,844	216,395
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 159,304	※1 203,775

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1	連結の範囲に関する事項の変更 (1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除いた会社は1社であり、その内訳は以下のとおりであります。 当第1四半期連結会計期間に合併により連結の範囲から除いた会社 インペックスサービス(株) (2) 変更後の連結子会社の数 53社
2	持分法の適用に関する事項の変更 (1) 持分法適用の関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より新規に持分法を適用した関連会社は1社であり、その内訳は以下のとおりであります。 当第1四半期連結会計期間に設立に伴う出資により新規に持分法適用の関連会社を含めた会社 日本カラボ石油(株) (2) 変更後の持分法適用の関連会社の数 13社
3	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これに伴い、従来、今後発生する廃鉱費用に備えるため、廃鉱計画に基づき計上していた廃鉱費用引当金は全額取崩しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は33百万円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,393百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,305百万円であります。
4	「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めておりました「探鉱投資引当金繰入額」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記しました。なお、前第1四半期連結累計期間における「探鉱投資引当金繰入額」は201百万円であります。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																								
<p>※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">4,468百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">732百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">7,697百万円</td> </tr> </table> <p>※2 減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額は、516,616百万円であります。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の銀行借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>Tangguh Trustee※</td> <td style="text-align: right;">16,924</td> </tr> <tr> <td>Fujian Tranche※</td> <td style="text-align: right;">5,999</td> </tr> <tr> <td>サハリン石油ガス開発㈱</td> <td style="text-align: right;">4,867</td> </tr> <tr> <td>インペックス北カンボス沖石油㈱</td> <td style="text-align: right;">3,129</td> </tr> <tr> <td>酒田天然瓦斯㈱</td> <td style="text-align: right;">250</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅資金借入)</td> <td style="text-align: right;">302</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,474</td> </tr> </table> <p>※MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入</p>	商品及び製品	4,468百万円	仕掛品	732百万円	原材料及び貯蔵品	7,697百万円	Tangguh Trustee※	16,924	Fujian Tranche※	5,999	サハリン石油ガス開発㈱	4,867	インペックス北カンボス沖石油㈱	3,129	酒田天然瓦斯㈱	250	従業員(住宅資金借入)	302	合計	31,474	<p>※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">3,923百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">127百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">8,271百万円</td> </tr> </table> <p>※2 減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額は、505,499百万円であります。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の銀行借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>Tangguh Trustee※</td> <td style="text-align: right;">17,971</td> </tr> <tr> <td>Fujian Tranche※</td> <td style="text-align: right;">6,402</td> </tr> <tr> <td>インペックス北カンボス沖石油㈱</td> <td style="text-align: right;">3,290</td> </tr> <tr> <td>サハリン石油ガス開発㈱</td> <td style="text-align: right;">3,213</td> </tr> <tr> <td>酒田天然瓦斯㈱</td> <td style="text-align: right;">305</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅資金借入)</td> <td style="text-align: right;">319</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,502</td> </tr> </table> <p>※MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入</p>	商品及び製品	3,923百万円	仕掛品	127百万円	原材料及び貯蔵品	8,271百万円	Tangguh Trustee※	17,971	Fujian Tranche※	6,402	インペックス北カンボス沖石油㈱	3,290	サハリン石油ガス開発㈱	3,213	酒田天然瓦斯㈱	305	従業員(住宅資金借入)	319	合計	31,502
商品及び製品	4,468百万円																																								
仕掛品	732百万円																																								
原材料及び貯蔵品	7,697百万円																																								
Tangguh Trustee※	16,924																																								
Fujian Tranche※	5,999																																								
サハリン石油ガス開発㈱	4,867																																								
インペックス北カンボス沖石油㈱	3,129																																								
酒田天然瓦斯㈱	250																																								
従業員(住宅資金借入)	302																																								
合計	31,474																																								
商品及び製品	3,923百万円																																								
仕掛品	127百万円																																								
原材料及び貯蔵品	8,271百万円																																								
Tangguh Trustee※	17,971																																								
Fujian Tranche※	6,402																																								
インペックス北カンボス沖石油㈱	3,290																																								
サハリン石油ガス開発㈱	3,213																																								
酒田天然瓦斯㈱	305																																								
従業員(住宅資金借入)	319																																								
合計	31,502																																								

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)																												
<p>※1 販管費及び一般管理費の主要な費目及び金額の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">3,423</td> </tr> <tr> <td>（うち、退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">136</td> </tr> <tr> <td>（うち、役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> <tr> <td>輸送費</td> <td style="text-align: right;">3,068</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">4,853</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">1,690</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	人件費	3,423	（うち、退職給付費用	136	（うち、役員賞与引当金繰入額	33	輸送費	3,068	減価償却費	4,853	のれん償却額	1,690	<p>※1 販管費及び一般管理費の主要な費目及び金額の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">3,428</td> </tr> <tr> <td>（うち、退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">168</td> </tr> <tr> <td>（うち、役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>輸送費</td> <td style="text-align: right;">1,521</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,292</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">1,690</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	人件費	3,428	（うち、退職給付費用	168	（うち、役員賞与引当金繰入額	35	輸送費	1,521	減価償却費	5,292	のれん償却額	1,690
	百万円																												
人件費	3,423																												
（うち、退職給付費用	136																												
（うち、役員賞与引当金繰入額	33																												
輸送費	3,068																												
減価償却費	4,853																												
のれん償却額	1,690																												
	百万円																												
人件費	3,428																												
（うち、退職給付費用	168																												
（うち、役員賞与引当金繰入額	35																												
輸送費	1,521																												
減価償却費	5,292																												
のれん償却額	1,690																												

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 125,779百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta$ 2,619百万円 有価証券 (コマーシャルペーパー) 31,988百万円 有価証券(MMF) 2,156百万円 有価証券(譲渡性預金) 2,000百万円 <hr/> 現金及び現金同等物の四半期末残高 159,304百万円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 131,268百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta$ 3,836百万円 有価証券 (コマーシャルペーパー) 28,491百万円 有価証券(政府短期証券等) 15,045百万円 有価証券(MMF等) 30,507百万円 有価証券(譲渡性預金) 2,300百万円 <hr/> 現金及び現金同等物の四半期末残高 203,775百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,358,409
甲種類株式(株)	1
合計(株)	2,358,410

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,916

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,060	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月24日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月24日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高及び営業利益の合計額に占める石油・天然ガス関連事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	ユーラシア (欧州・ NIS諸国) (百万円)	中東・ アフリカ (百万円)	米州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	18,996	83,163	16,632	62,780	3,591	185,164	—	185,164
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	18,996	83,163	16,632	62,780	3,591	185,164	—	185,164
営業利益	5,240	41,406	5,016	41,817	907	94,388	(2,083)	92,304

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア・オセアニア …………… インドネシア、オーストラリア、東チモール、ベトナム

(2) ユーラシア(欧州・NIS諸国)…… アゼルバイジャン、カザフスタン、イギリス

(3) 中東・アフリカ ……………アラブ首長国連邦、コンゴ民主共和国、イラン、リビア、エジプト、アルジェリア、アンゴラ

(4) 米州 …………… ベネズエラ、エクアドル、アメリカ合衆国、カナダ、スリナム、ブラジル

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	55,684	14,527	70,211
II 連結売上高(百万円)			185,164
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	30.1	7.8	37.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・オセアニア …………… 韓国、台湾、インドネシア、シンガポール、タイ、オーストラリア

(2) その他の地域 ……………イタリア

3 海外売上高は、本邦以外の国又は地域向け売上高であり、最終仕向地を基準としております。

## 【セグメント情報】

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの石油・天然ガス開発事業は、取締役会がグループ経営上の重要な意思決定を、分離された財務情報が入手可能な鉱区等の単位で行っております。当社はグローバルに石油・天然ガス開発事業を展開していることから、鉱区等を地域ごとに集約して、「日本」、「アジア・オセアニア」（主にインドネシア、オーストラリア、東チモール）、「ユーラシア（欧州・NIS諸国）」（主にアゼルバイジャン）、「中東・アフリカ」（主にアラブ首長国連邦）及び「米州」を報告セグメントとしております。

各報告セグメントでは石油・天然ガスの生産を行っております。また、「日本」セグメントでは石油製品等の販売も行っております。

### 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニ ア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	23,444	99,602	13,191	84,109	3,557	223,903	—	223,903
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	23,444	99,602	13,191	84,109	3,557	223,903	—	223,903
セグメント利益	5,373	56,688	7,886	57,487	886	128,322	△2,139	126,183

(注) 1 セグメント利益の調整額△2,139百万円は、セグメント間取引消去60百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△2,200百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

#### (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

四半期連結貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当社は、国内石油天然ガス生産施設及び天然ガス供給販売施設について、鉱山保安法が規定する採掘終了後の坑井掘採跡の鉱害防止義務並びに事業終了時の借地契約に伴う原状回復義務を有しております。

このうち、一部の国内石油天然ガス生産施設は、現在建設中のLNG受入基地と相互補完的かつ有機的に関連しており、現時点ではLNG導入量とのバランスを考慮した長期に亘る合理的な生産計画を策定することが困難であるため、撤去の時期等を予測することができません。また、国内天然ガス供給販売施設については、公共性が高いエネルギーの供給インフラとして恒久的に使用する予定です。

したがって、これらの資産に係る期末日現在の資産除去債務を合理的に見積ることはできないため、四半期連結貸借対照表に計上しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 592,451円87銭	1株当たり純資産額 589,548円88銭

2 1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益 11,043円05銭	1株当たり四半期純利益 13,598円83銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益(百万円)	25,989	32,004
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	25,989	32,004
期中平均株式数(株)	2,353,494	2,353,494
普通株式	2,353,493	2,353,493
普通株式と同等の株式：甲種類株式	1	1

(注) 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。



(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

新株式発行及び株式売出し

当社は、平成22年7月8日開催の当社取締役会決議に基づき、新株式発行及び当社株式の売出しを実施いたしました。新株式発行及び当社株式の売出しの概要は以下のとおりであります。

1 公募による新株式発行

(1) 募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式1,216,000株

①国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式566,000株

②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式566,000株

③海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式84,000株

(2) 発行価格

1株につき417,100円

(3) 発行価格の総額

507,193百万円

(4) 払込金額

1株につき402,050円

(5) 払込金額の総額

488,892百万円

(6) 増加する資本金及び資本剰余金の額

増加する資本金の額 244,446百万円

増加する資本剰余金の額 244,446百万円

(7) 払込期日

平成22年8月2日

2 第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資）

(1) 発行する株式の種類及び数

当社普通株式（上限）84,000株

(2) 払込金額

1株につき402,050円

(3) 払込金額の総額

（上限）33,772百万円

(4) 増加する資本金及び資本剰余金の額

増加する資本金の額 （上限）16,886百万円

増加する資本剰余金の額 （上限）16,886百万円

(5) 払込期日

平成22年8月31日

3 今回の調達資金の用途

国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限520,002百万円については、全額をインペックス西豪州ブラウズ石油株式会社を主とする当社の連結子会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社は当社からのこの投融資資金を全額イクシスLNGプロジェクトへの開発資金に充当する予定であります。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤健二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古杉裕亮	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中野竹司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋聡	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 健 二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 杉 裕 亮	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 野 竹 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 聡	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に関する注記に、「新株式発行及び株式売出し」に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年8月11日
<b>【会社名】</b>	国際石油開発帝石株式会社
<b>【英訳名】</b>	INPEX CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 北村俊昭
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区赤坂五丁目3番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長北村俊昭は、当社の第5期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。